

広島県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和四年五月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月一二日

広島県知事 湯崎英彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	呉市郷原町字東渡り川六三九七番一地先から 呉市郷原町字東渡り川六三九七番一地先まで	令和四年五月一二日